

四日市市緊急銃猟マニュアル

令和8年5月1日 初版

四日市市商工農水部農水振興課

目 次

1	目的	1
2	事前準備	2
	(1) 対応マニュアルの作成	2
	(2) 必要な人員配置・関係者の協力体制	2
	(3) 机上及び実地訓練・研修等の参加	2
	(4) 証票・必要物品の準備について	2
	(5) 保険の加入	2
	(6) 緊急銃猟を実施する際の流れ	2
3	クマ等出没・目撃情報への対応	3
	(1) 住民等からの通報	3
	(2) 出没場所・現場での対応（関係機関での協議・決定）	3
4	緊急銃猟の実施	3
	(1) 緊急銃猟対策本部の設置	3
	(2) 対策本部の組織構成	3
	(3) 対策本部会議の開催	3、4
	(4) 緊急銃猟実施時の各役割	4、5
	(5) 職員の招集	5
	(6) 緊急銃猟を実施する際のフロー	5
	① 銃猟の計画について関係者で調整	5、6
	② 銃猟の準備	6、7
	③ 安全を確保するための措置	7
	④ 緊急銃猟に係る条件の確認	7、8
	⑤ 緊急銃猟の実施者への指示	8
	⑥ 緊急銃猟の実施	8、9
	⑦ 原状回復	9
	⑧ 安全確保措置の解除	9、10
	⑨ 建築物等の損失の確認	10
	⑩ 損失補償手続き（事後）	10
	⑪ 捕獲後の実績の記録	10

別紙1	緊急銃猟を実施する際の役割分担
別紙2	緊急銃猟（麻醉銃を除く）を実施する者の要件
別紙3-1	緊急銃猟を実施する際のフロー図
別紙3-2	クマ等緊急銃猟対応フローチャート
別紙4	クマ等の出没目撃情報報告書
別紙5	緊急銃猟対策本部体制表

- 別紙 6 対策本部の役割分担
- 別紙 7 安全確保措置の流れ
- 別紙 8 緊急銃猟時の確認チェックリスト（法令関係）
- 別紙 9 対応記録表
- 別紙 10 緊急銃猟実施報告様式

1 目的

近年、人の生命及び身体や住民生活に危害を及ぼす可能性があるツキノワグマ及びイノシシ（以下「クマ等」という。）が市街地又は農村地域の住宅近くなど、人の生活圏への侵入が相次いでおり、人身被害も多く発生していることから、住民の安全確保のためにも、より迅速に対処することが求められる状況となっている。

このような状況に加え、こうした状況ではない膠着状態にある場合においても、より予防的かつ迅速に対処することが求められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第28号）により、一定の条件を満たせば、クマ等を住居集合地域等よりも広い概念である人の日常生活圏での銃猟をすることを可能とする制度（緊急銃猟）が創設され、令和7年9月1日から施行された。

四日市市において、人身被害を生じさせるおそれの高いクマ等に対して、人の日常生活圏で緊急に銃猟を実施する必要がある場合の対策としての緊急銃猟の実施に向けて、事前に関係各所への連絡体制や出没状況に応じた役割分担等を定め、住民と緊急銃猟に関わる者の安全を最優先とした上で、迅速かつ適切に対応できるよう、本マニュアルを策定するものである。

なお、緊急銃猟制度のポイントは次のとおりである。

どのような時に	鳥獣保護管理法に定める4つの条件すべてを満たした場合に可能 ①人の日常生活圏への侵入（侵入するおそれ大きいことを含む） ②人への危害を防止する措置が緊急に必要 ③銃猟以外の方法では的確かつ迅速な捕獲等が困難 ④住民や第三者に銃猟による危害を及ぶおそれがない
どこで	人の日常生活圏であって安全確保が可能な場所
誰が	四日市市が実施の判断や安全確保を行う
何をを用いて	主にライフル銃、特定ライフル銃（サボットスラッグ弾使用）、散弾銃（スラッグ弾使用）及び麻酔銃
何を対象に	ツキノワグマ、イノシシ（イノシシは、原則、成獣に限る）
どうする	人に弾丸が当たらないよう安全確保をした上で銃猟が可能

（参考）

緊急銃猟ガイドライン（令和8年4月環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室）

（以下「ガイドライン」という。）

2 事前準備

(1) 対応マニュアルの作成

緊急銃猟が必要となった際に、迅速かつ適切に対応できるよう、本マニュアルを作成する。本マニュアルは、随時の見直しを行う。

(2) 必要な人員配置・関係者の協力体制

緊急銃猟を実施する際の役割分担は、別紙 1 とする。

また、緊急銃猟を実施する捕獲者は、別紙 2 の要件を満たす者とする。

(3) 机上及び実地訓練・研修等の参加

三重県四日市農林事務所が主体となって実施する机上及び実地訓練・研修等に参加する。

(4) 証票・必要物品の準備について

証票（四日市市の記載がある腕章等）及び必要物品は、事前に準備し、緊急銃猟の際には実施者等は必ず着用する。

事前に準備しておくもの	
証票 (腕章)	<input type="checkbox"/> 捕獲者用（オレンジ色）（市） <input type="checkbox"/> 土地の立入り等の証票（白色）（市）
その他	<input type="checkbox"/> 捕獲者用ヘルメット（猟友会） <input type="checkbox"/> トランシーバーなど連絡用の道具（猟友会） <input type="checkbox"/> 誘導棒（市） <input type="checkbox"/> 距離測定器具（市） <input type="checkbox"/> クマ用スプレー（市） <u>（呼吸器疾病のある方は使用上要注意）</u> <input type="checkbox"/> 防護盾（県） <input type="checkbox"/> わな（県） <input type="checkbox"/> 原状回復用の掃除道具（市） 箒、デッキブラシ、バケツ、タオル、ブルーシート、処分個体を入れるもの

(5) 保険の加入

緊急銃猟時において、発射された弾丸によって建物、壁等が損壊する等の損失に備え、それらに対応する保険に加入する。

(6) 緊急銃猟を実施する際の流れ

緊急銃猟を実施する際の流れは別紙 3 - 1 及び別紙 3 - 2 のとおりとし、関係機関と連携し対応する。

3 クマ等出没・目撃情報への対応

(1) 住民等からの通報

クマ等の出没、目撃情報が寄せられた際は、別紙4により記録する。

なお、出没情報については、関係部局の協力のもと、広報車、四日市市公式SNSを活用して注意喚起を行う。

(2) 出没場所・現場での対応（関係機関での協議・決定）

四日市市、三重県四日市農林事務所、四日市西・南・北警察署、猟友会で情報共有、現場確認を行い、対応方針を協議・決定する。

ア 緊急度が中・低の場合

追い払いの実施で対応

捕獲で対応（箱罠の設置麻酔による）

※三重県ツキノワグマ出没等対応マニュアル参照

イ 緊急度が高い場合

緊急銃猟対策本部（次項参照）を設置して、緊急銃猟の実施を検討

4 緊急銃猟の実施

(1) 緊急銃猟対策本部の設置

市内において、人身被害を生じさせるおそれの高いクマ等が、人の日常生活圏内に出没した場合、緊急銃猟対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

ア 市長を本部長とする対策本部を設置する。

イ 対策本部は、緊急銃猟の実施が完了、又は人身被害を生じさせるおそれの高いクマ等が、人の日常生活圏内から離れ、再度出没する可能性も低いと判断したときに解散する。

(2) 対策本部の組織構成

対策本部の組織構成は、別紙5に掲げる職にある者をもって充てる。

(3) 対策本部会議の開催

ア 会議は、本部長が召集し、各々の本部員をもって組織する。

イ 対策本部は、現地の状況を聴取し、緊急銃猟の実施に必要な次の4条件を確認するとともに、緊急銃猟の実施の是非を判断する。

□緊急銃猟の協議（次の4条件すべて満たす）

- 人の日常生活圏に侵入していること（侵入するおそれ大きいことを含む）
- 人への危害を防止する措置が緊急に必要であること
- 銃猟以外の方法では的確かつ迅速な捕獲等が困難であること
- 住民や第三者に銃猟による危害を及ぶおそれがないこと

ウ 本部長が必要と認めるときは、専門的知識を有する者その他関係者の出席を求め、意見等を求めることができる。

エ 直ちに人身被害が生じる場合等、緊急を要する場合は、本部長が必要と判断する本部員をもって会議を開催することができる。

オ 対策本部会議が開催された場合は、庁内放送又は庁内LAN等を利用して職員に周知を図る。

(4) 緊急銃猟実施時の各役割

対応者	役割	内容
四日市市 商工農水部 農水振興課長	現場の指揮	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙1に基づく人員の選定及び選定依頼を行う。 ・四日市支部猟友会へ捕獲の委託を行う。 ・必要備品の受け渡し準備（証票も含む）を行う。 ・現場の状況を把握し、対策本部に報告を行う。
四日市支部 猟友会長	緊急銃猟の実施、 現場支援	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急銃猟を実施するものの派遣を行う。 ・捕獲者をサポートする人員の派遣を行う。 ・捕獲個体の処分を含む現状回復支援者の派遣を行う。

三重県四日市 農林事務所 林業振興課長	現場支援	<ul style="list-style-type: none"> ・現場をサポートする人員の派遣を行う。 ・物品（防護盾、わな等）の貸し出し支援を行う。
四日市西・南・北 警察署 (生活安全課長)	現場支援	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の通行制限を行うエリアの選定、人員の派遣、配置選定を行う。 ・避難を呼びかける人員の派遣を行う。

(5) 職員の招集

- ア 本部長は、別紙6に示す役割分担に基づき、各担当部長へ職員の派遣要請を行う。
- イ 担当職員は、速やかに指定された場所に参加し、担当部長に着任した旨を報告する。

(6) 緊急銃猟を実施する際のフロー

緊急銃猟の実施フローは、別紙3-1及び別紙3-2のとおりとし、関係機関と連携し対応する。

① 銃猟の計画について関係者で調整

銃猟の計画について、四日市市、三重県四日市農林事務所、四日市西・南・北警察署、四日市支部猟友会で調整、情報共有を行う。

□住宅地図など現場周辺の図面の準備

項目	決定内容
<input type="checkbox"/> 人の退避の範囲	
<input type="checkbox"/> 通行禁止・制限の範囲	
<input type="checkbox"/> 捕獲場所	
<input type="checkbox"/> 捕獲関係者の配置	
<input type="checkbox"/> 射撃方向	
<input type="checkbox"/> 安全確保措置の検討 (屋外の場合)	<input type="checkbox"/> バックストップの確保 <input type="checkbox"/> 跳弾が到達する可能性、クマ等が興奮して移動する可能性を考慮した通行禁止・制限範囲を設定 <input type="checkbox"/> 住宅付近の場合は、屋内退避等の呼びかけ <input type="checkbox"/> 射線方向により家屋へ弾丸の到達の可能性がある場合、住居等の安全な場所への避難を検討。 <input type="checkbox"/> 夜間の場合は、クマ等が逃走する可能性を特に考慮し、住民の退避措置や注意喚起を厳重に行

	う。また、照明器具を用いて、捕獲者の視界を確保する。 □射線上から引火物や爆発物を外すほか、万が一引火した場合を想定した安全確保を行う。
□安全確保措置の検討 (屋内の場合)	□バックストップとなり得る壁の材質を確認 □住民等に敷地外への退避と通行制限の実施 (弾丸がクマ等を貫通することが想定される場合は、建物の背後の確認を行う。) □屋内の発砲は特に跳弾のリスクが高いため、盾等を装備する。 □暗い室内の場合は、照明を携帯する。 □射線上から引火物や爆発物を外すほか、万が一引火した場合を想定した安全確保を行う。
□中止の場合の合図	□中止の場合、捕獲者への意思伝達方法の確認

② 銃猟の準備

銃猟の実施にあたり、次の事項について決定する。

※別紙1に各役割における担当を明記している。

項目	役割	誰に	適用	
□人員の配置	①捕獲者A	猟友会	□要件確認	
	①捕獲者B	猟友会	□要件確認	
	②捕獲支援者	猟友会		
		市職		
		県職		
	③通行制限対応者	県警	人	
		市職	人	
		県職	人	
	④避難周知対応者	県警	人	
		市職	人	
		県職	人	
	⑤緊急銃猟記録者	市職		
	⑥地権者等調整担当者	市職		
⑦広報担当者	市職			

	⑧連絡担当者	市職	
	⑨原状回復担当者	市職	
		猟友会	
<input type="checkbox"/> 証票配布	役割毎に証票を配布する。		

《緊急銃猟を行う者への委託》

緊急銃猟を実施させる者の要件としては、別紙2にて確認を行う。書面には、緊急銃猟を実施させる者の署名を求める。

③ 安全を確保するための措置

別紙1で定めた担当者は、安全確保のため、次の事項を実施する。

項目	内容
<input type="checkbox"/> 通行禁止・制限の措置 (時 分)	・ 危害が及びうる範囲に緊急銃猟実施関係者（別紙1に記載するもの）以外が立ち入らないようにする。
<input type="checkbox"/> 地域住民等の避難 (時 分)	・ 通行禁止・制限範囲にいる者を外へ退避させ、通行禁止区域内に立ち入らないように呼びかける。 ・ 区域内にある建物内にいる者が通行禁止区域の外に出ることが困難な場合は、屋外に出ないように呼びかけた上で通行禁止・制限を開始する。
<input type="checkbox"/> 住民への周知 (時 分)	・ 通行制限区域の範囲内に入らないよう、広報車や四日市市公式ホームページ及び公式 LINE 等の周知ツールを使用し呼びかけを行う。

④ 緊急銃猟に係る条件の確認

項目	内容
<input type="checkbox"/> 緊急銃猟実施条件の再確認 (時 分)	<input type="checkbox"/> クマ等が人の日常生活圏に侵入していること（侵入するおそれ大きいことを含む） <input type="checkbox"/> クマ等による人命又は身体への危害を防止するため、緊急に対応が必要であること。 <input type="checkbox"/> 銃猟以外の方法では的確かつ迅速な捕獲等が困難であること <input type="checkbox"/> 銃猟によって人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないこと

	<input type="checkbox"/> 通行禁止・制限の措置を講じたか (警察署に通報を行ったか 要・不要) <input type="checkbox"/> 地域住民の避難を行ったか <input type="checkbox"/> 広報を行ったか <input type="checkbox"/> 鉄道管理者への協議を行ったか (要・不要) <input type="checkbox"/> 道路管理者への連絡を行ったか (要・不要) <input type="checkbox"/> 射線方向にバックストップはあるか <input type="checkbox"/> 捕獲者に留意点を伝えたか
<input type="checkbox"/> 捕獲者に留意点を伝えたか (時 分)	<input type="checkbox"/> 緊急銃猟の実施場所 <input type="checkbox"/> 弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件 <input type="checkbox"/> できる限り損壊すべきでない物件 (寺社仏閣等) 情報 <input type="checkbox"/> 中止とする場合の意思伝達方法等
<input type="checkbox"/> 建物、土地への立入の承諾確認 (時 分)	<input type="checkbox"/> 建物、土地への立入に関し承諾は得られているか
<input type="checkbox"/> 証票の確認 (時 分)	<input type="checkbox"/> 証票 (腕章) を身に着けているか <input type="checkbox"/> 捕獲者用 (オレンジ色) <input type="checkbox"/> 土地の立入り等の証票 (白色)
<input type="checkbox"/> 記録の用意 (任意) (時 分)	<input type="checkbox"/> 緊急銃猟の様子を記録する用意はあるか (任意)

⑤ 緊急銃猟の実施者への指示

④の条件が全て満たされていることを農水振興課長が確認、捕獲者へ留意点を伝達したうえで、緊急銃猟の実施について捕獲者へ市長が指示をする。

項目	内容
<input type="checkbox"/> 緊急銃猟の指示 (時 分)	<input type="checkbox"/> ⑤の条件全て満たしている <input type="checkbox"/> 留意点を伝達した

《緊急銃猟の係る条件の確認》

緊急銃猟の実施条件として、別紙8のチェック項目を満たすものとする。

⑥ 緊急銃猟の実施

指示を受けた捕獲者は緊急銃猟を実施する。

項目	内容
<input type="checkbox"/> 緊急銃猟の実施確認 (時 分)	<input type="checkbox"/> 緊急銃猟の実施 <input type="checkbox"/> 対象獣の捕獲確認 (止め刺し含む)。
【中止の場合】	<input type="checkbox"/> クマ等移動

<input type="checkbox"/> 緊急銃猟の中止 (時 分)	<input type="checkbox"/> 立入者あり <input type="checkbox"/> 捕獲者の進言 () <input type="checkbox"/> その他 ()
--------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------

《緊急銃猟の留意点》

ア 緊急銃猟の実施

捕獲者は、あらかじめ伝えられた留意点や関係法令の注意事項に注意しながら、対応を行うが、四日市市より中止の判断に係る号令等がかかった場合には、即応できるようにする。

イ 緊急銃猟の中止の判断

四日市市は、クマ等が移動した場合や通行制限措置を無視して制限区域内に立ち入る者が発見された場合等には、速やかに緊急銃猟を中止する判断を行い、捕獲者を含む捕獲関係者に中止の判断を伝える。なお、中止の判断の伝達方法は、緊急銃猟の実施前に打ち合わせを行い決めておくこと。捕獲者は、安全の確保に疑念がある場合は、捕獲者自身が中止の必要性を市へ進言する。中止の際には、捕獲者に対し速やかに脱包の確認と銃カバーをかぶせることを指示する。

◎ 緊急銃猟の記録

緊急銃猟に係る時系列や実施内容について、別紙9により記録を行う。また、必要に応じてビデオカメラ等の記録媒体を用いる。

⑦ 原状回復

捕獲個体を移送し、現場の清掃をする。

項目	内容
<input type="checkbox"/> 原状回復の確認 (時 分)	<input type="checkbox"/> 捕獲個体の移送 <input type="checkbox"/> 現場清掃の実施

《原状回復》

捕獲した個体は、速やかに適正な処理を行う。その場合、確実に処理を行った書類（領収書等）を保管する。

⑧ 安全確保措置の解除

③で実施した安全を確保するための措置を解除する。

項目	内容
<input type="checkbox"/> 安全確保措置の解除 (時 分)	<input type="checkbox"/> 通行禁止・制限の解除 <input type="checkbox"/> 地域住民等の避難解除 <input type="checkbox"/> 住民への周知（HP等）

緊急銃猟を実施する際の役割分担

役割	対応者	内容	適要
① 捕獲者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会四日市支部から選出した者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四日市市から委託契約により、実際に緊急銃猟を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四日市支部と事前協議の上、捕獲候補者名簿を作成 ・ 捕獲候補者には本制度を説明し予め協力の意向を確認する
② 捕獲支援者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会四日市支部から選出した者 ・ 農水振興課職員 ・ 三重県（四日市農林事務所）職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲者とともに行動し、現場でサポートを行う。 	
③ 通行制限対応者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農水振興課職員 ・ 道路維持課職員（地域維持業者） ・ 四日市西・南・北警察職員 ・ 三重県（四日市農林事務所）職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路等において、通行制限を行う。 	
④ 避難周知対応者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四日市西・南・北警察職員 ・ 農水振興課職員 ・ 三重県（四日市農林事務所）職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 付近の住民へ避難を呼びかける。（現場に臨場し、現場で住民へ避難を呼びかける） 	
⑤ 緊急銃猟記録者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農水振興課職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急銃猟の状況及び時系列等を記録する。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ビデオカメラ等による撮影は、四日市市の責任のもとに対応した内容を後から証明できるようにすること

⑥ 地権者等調整担当者	・農水振興課職員	・緊急銃猟や土地の立入りの際に、場所の管理者等と調整を行う。	
⑦ 広報担当者	・広報マーケティング課職員 ・市民生活課職員	・四日市市ホームページ(HP)での広報や、広報車での呼びかけ等を行う。	・ガイドラインを参考に公表 ・四日市市広報担当部署と連携のうえ実施する。
⑧ 連絡担当者	・保育幼稚園課職員 ・こども未来課職員 ・育ち支援課職員 ・農水振興課職員 ・各施設管理部局職員	・公立及び私立の認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業所、認可外保育施設、学童保育所、児童館、子育て支援センター、小中学校に連絡を行い送迎等の依頼を行う。 ※各施設管理部局は管理する施設へ連絡を行う。	※私立の小中学校(暁小・中・高、聖母の家学園四日市校)については、農水振興課より連絡する。 ※四日市メリノール学院中学校・高等学校、海星中学校・高等学校、大橋学園高等学校は夜間・休日は不通であり連絡不要。
⑨ 原状回復担当者	・農水振興課職員 ・猟友会四日市支部から選出した者	・捕獲個体の処分を含む原状回復を行う。	

緊急銃猟（麻醉銃猟を除く）を実施する者の要件

	要 件	✓
法令で定める事項 (必須項目)	第一種銃猟免許を所持している。 ※ 装薬銃を使用する場合（麻醉銃猟をする場合は除く。）	
	第二種銃猟免許を所持している。 ※ 空気銃を使用する場合（麻醉銃猟をする場合は除く。）	
	過去1年以内（注1）に銃器による射撃を2回以上した者であること。（麻醉銃猟をする場合は除く。）	
	過去3年以内（注1）に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器（注2）を使用してクマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲等をした経験がある（注3）。	
夜間に緊急銃猟をする場合に、法令で定める事項（夜間に屋外において緊急銃猟をする場合には 必須項目 （麻醉銃猟をする場合は除く）	射撃場における5回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲（ライフル銃（特定ライフル銃を除く。））にあっては次のイに掲げる範囲）に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有している。 ※ なお、射撃線から標的までの距離は50メートルとし、射撃姿勢（銃身を架台、土嚢等に依託する場合を含む。）は問わない。 イ 標的の中心から二・五センチメートル ロ 標的の中心から五・0センチメートル	
	夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、5時間以上の講習を修了している。	
その他市の判断により任意で記載する事項	（記載例） 事前の訓練又は研修に参加したことがある。	
年 月 日 捕獲者 署名欄		

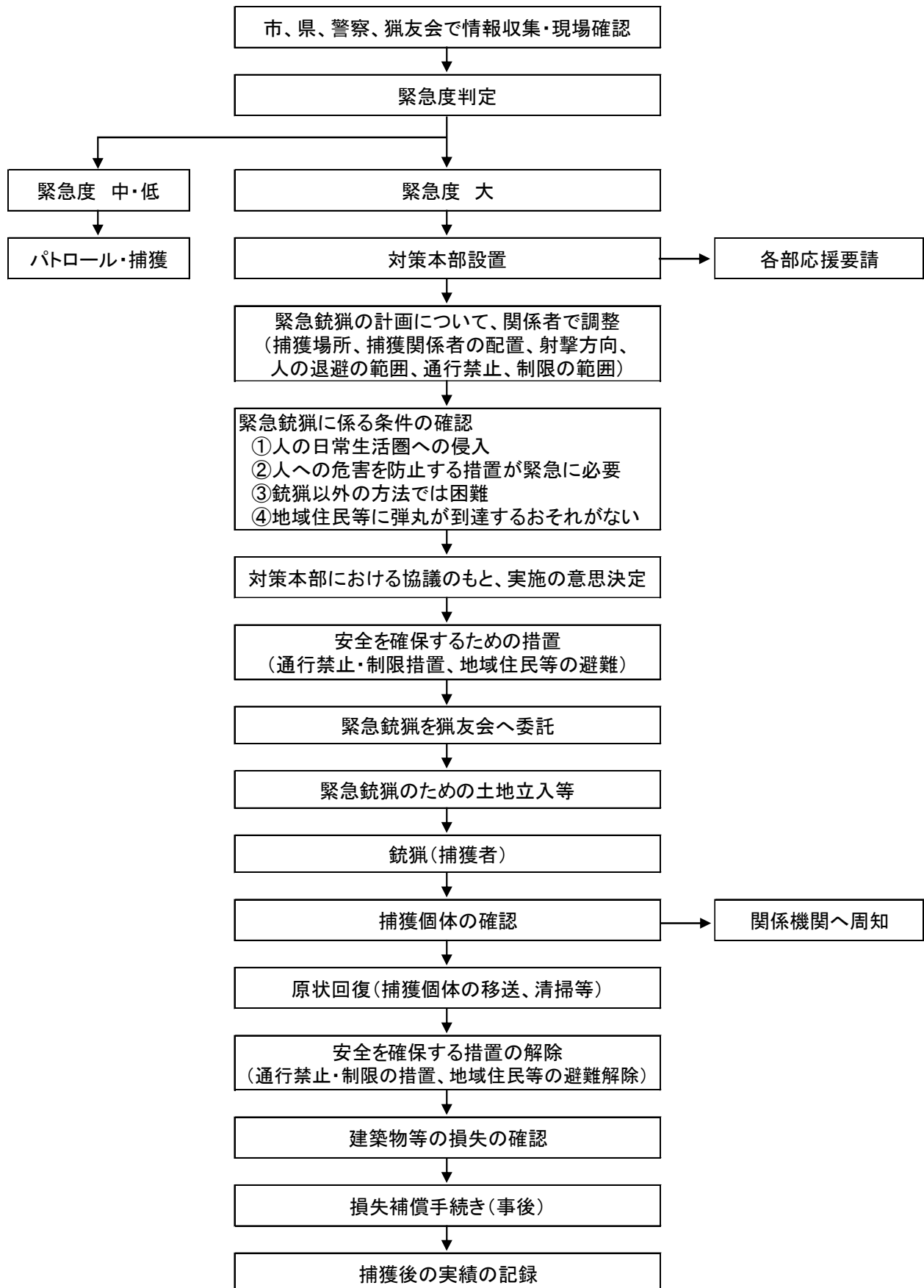
注1 「過去1年以内」「過去3年以内」は、緊急銃猟を実施する日から起算して計算する。

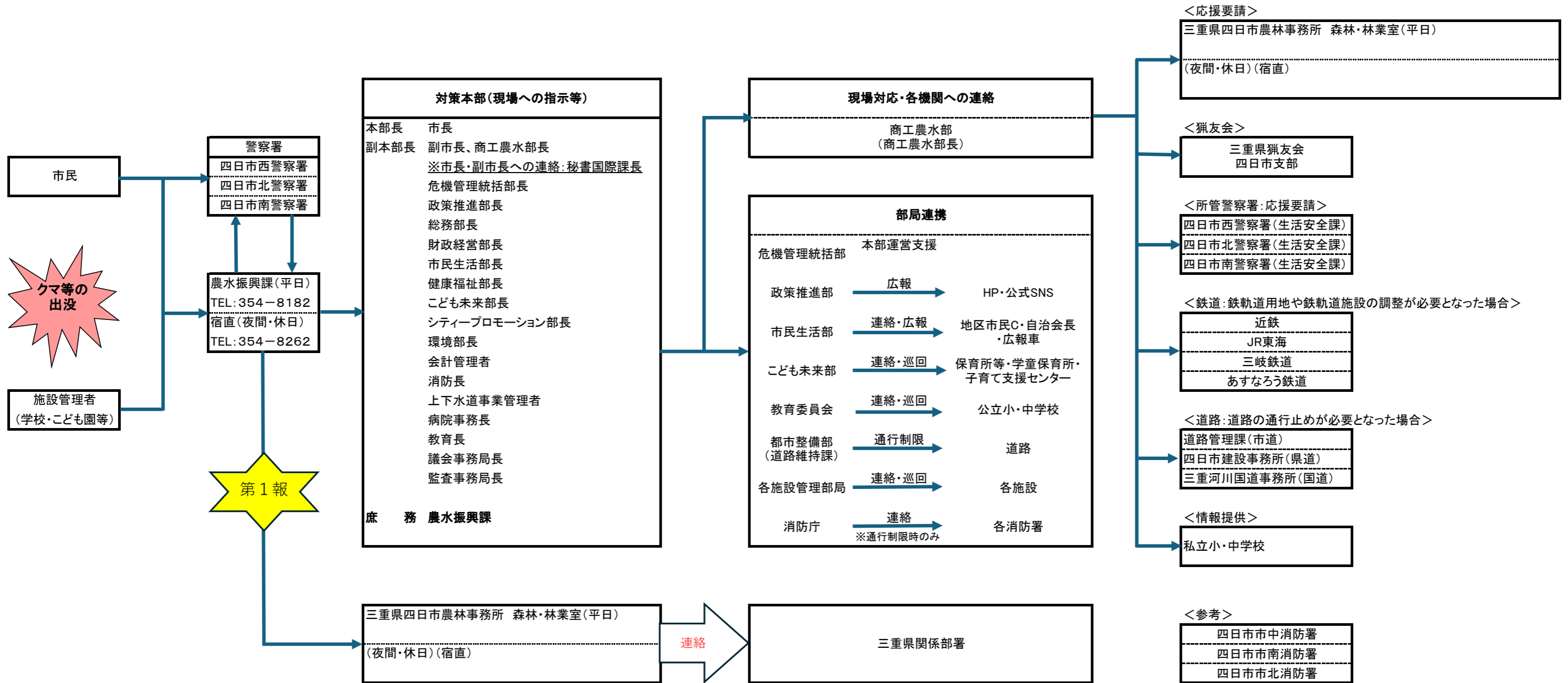
注2 同種の銃器とは、装薬銃、麻醉銃、空気銃といった銃の種類を指す。例えば、緊急銃猟で装薬銃を用いる場合で複数の装薬銃を所持している場合、どの装薬銃での捕獲等の経験であっても、緊急銃猟で用いる銃が装薬銃である限り、その用いる銃は複数所持するどの装薬銃でも、「同種の銃器」として把握される。

注3 捕獲を行った経験は、例えば、止めさし等の銃猟の経験も含まれる（麻醉銃猟にあっては、例えば、錯誤捕獲個体への麻醉銃猟の経験も含まれる。）

注4 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）においては、緊急銃猟は「有害鳥獣駆除」に該当するところ、あらかじめ緊急銃猟の実施時に使用する可能性のある全ての猟銃等について、猟銃・空気銃所持許可証の用途欄に「有害鳥獣駆除」の用途が付されていることを確認する必要がある。

緊急銃猟を実施する際のフロー図





クマ等の出没目撃情報報告書

年 月 日

1. 目撃日時	年 月 日 午前・午後 時 分	
2. 目撃場所	①目印になるもの	
	②人家からの距離	: 約 m (位置図添付)
3. 内 容	①通報日時	年 月 日 午前・午後 時 分
	②通報者氏名等	氏名 : -----
		電話 : -----
	③通報先	へ通報
	④目撃の状況	
	⑤注意喚起の方法	<input type="checkbox"/> 看板設置 <input type="checkbox"/> 防災無線 -----
		<input type="checkbox"/> その他 ()
	⑥情報共有先	<input type="checkbox"/> 三重県、 <input type="checkbox"/> 猟友会、 <input type="checkbox"/> 警察 () -----
<input type="checkbox"/> 他市町 () -----		
<input type="checkbox"/> その他 ()		
⑦現地状況確認		
⑧今後の対応	パトロール 有 ・ 無 -----	
	報道発表 有 ・ 無	
4. その他		

本部長	市長
副本部長	副市長
	商工農水部長
本部員	危機管理統括部長
本部員	政策推進部長
本部員	総務部長
本部員	財政経営部長
本部員	市民生活部長
本部員	健康福祉部長
本部員	こども未来部長
本部員	シティプロモーション部長
本部員	環境部長
本部員	都市整備部長
本部員	会計管理者
本部員	消防長
本部員	上下水道事業管理者
本部員	病院事務長
本部員	教育長
本部員	議会事務局長
本部員	監査事務局長

対応者	主な役割	内容
市長 (本部長)	○対策本部の指揮	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部等会議の招集を行う。 ・全体の指揮を行う。
副市長 (副本部長)	○本部長の補助	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長の補助を行う。 ・本部長が不在の場合、全体の指揮を行う。
商工農水部長 (副本部長)	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長の補助 ○緊急銃猟の実施に向けた調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長の補助を行う。 ・商工農水部の指揮を行う。 ・商工農水部の現場対策者の選任を行う。 ・三重県四日市農林事務所、四日市支部猟友会及び出没した地区を管轄する警察署への協力要請を行う。 ・私立小中学校に情報共有を行う。 ・関係部署への連絡を行う。
危機管理統括部長 (本部長)	○対策本部の運営支援	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理統括部の指揮を行う。 ・危機管理統括部の対策者の選任を行う。 ・対策本部運営支援（会議室・物品の手配、対策本部等会議の開催に係る職員への周知等）を行う。
政策推進部長 (本部長)	○インターネットを通じた注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> ・政策推進部の指揮を行う。 ・政策推進部の対策者の選任を行う。 ・HP、公式SNSでの広報を行う。
総務部長 (本部長)	○管理施設への注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部の指揮を行う。 ・総務部の対策者の選任を行う。 ・管理施設に情報共有を行う。 ・必要に応じ施設周辺の巡回し、安全を確保する。
財政経営部長 (本部長)	○管理施設への注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> ・財政経営部の指揮を行う。 ・財政経営部の対策者の選任を行う。 ・管理施設に情報共有を行う。 ・必要に応じ施設周辺の巡回し、安全を確保する。
市民生活部長 (本部長)	○出没した地域での注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活部の指揮を行う。 ・市民生活部の対策者の人員の選任を行う。 ・対象地区市民センター及び自治会長に情報共有を行う。 ・広報車による注意喚起を行う。 ・道路封鎖を行う場合、対象市民センターへ封鎖箇所について、共有を行う。

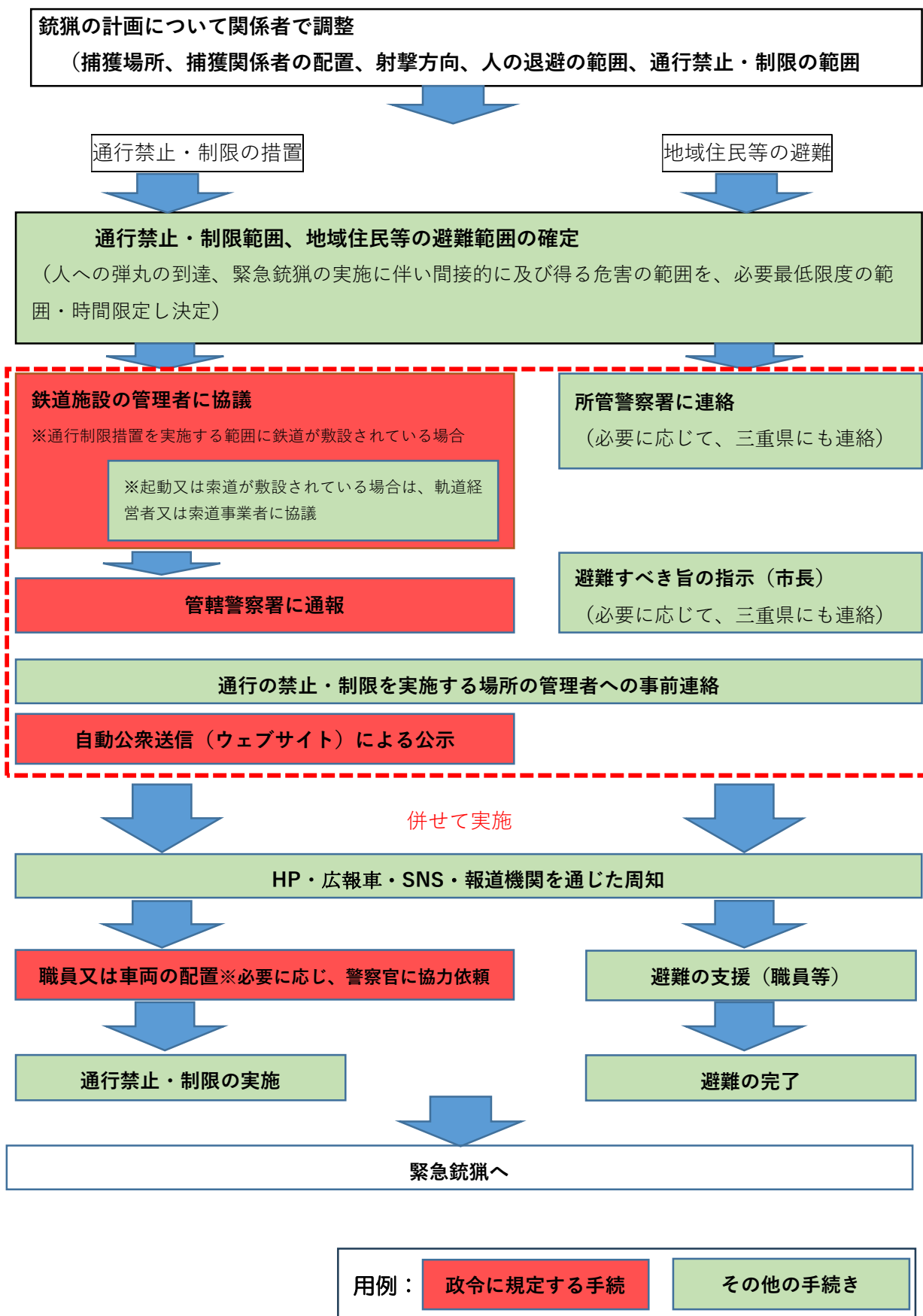
健康福祉部長 (本部員)	○管理施設への注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉部の指揮を行う。 ・健康福祉部の対策者の選任を行う。 ・管理施設に情報共有を行う ・必要に応じ施設周辺の巡回し、安全を確保する。
こども未来部長 (本部員)	○こども園、保育所等への注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> ・こども未来部の指揮を行う。 ・こども未来部の対策者の人員の選任を行う。 ・公立及び私立の認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業所、認可外保育施設学童保育所、児童館、子育て支援センター等に情報共有(送迎等の依頼)を行う。 ・必要に応じ施設周辺の巡回し、安全を確保する。
都市整備部長 (本部員)	○通行制限の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・都市整備部の指揮を行う。 ・都市整備部の対策者の人員の選任を行う。 ・地域維持業者への連絡、手配を行う。 ・道路の通行制限を行うエリアの選定の助言を行う。
シティプロモーション部長 (本部員)	○管理施設への注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> ・シティプロモーション部の指揮を行う。 ・シティプロモーション部の対策者の選任を行う。 ・管理施設に情報共有を行う ・必要に応じ施設周辺の巡回し、安全を確保する。
環境部長 (本部員)	○管理施設への注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> ・環境部の指揮を行う。 ・環境部の対策者の選任を行う。 ・管理施設に情報共有を行う。 ・必要に応じ施設周辺の巡回し、安全を確保する。
会計管理者 (本部員)	○情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・会計管理課の指揮を行う。 ・会計管理課の対策者の選任を行う。
消防長 (本部員)	○各管理施設への注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> ・消防本部の指揮を行う。 ・消防本部の対策者の選任を行う。 ・道路封鎖を行う場合、各消防署へ道路封鎖箇所の共有を図る。 ・必要に応じ施設周辺の巡回し、安全を確保する。
上下水道事業管理者 (本部員)	○各管理施設への注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道局の指揮を行う。 ・上下水道局の対策者の選任を行う。 ・管理施設に情報共有を行う ・必要に応じ施設周辺の巡回し、安全を確保する。
病院事務長 (本部員)	○情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・市立四日市病院の指揮を行う。 ・市立四日市病院の対策者の選任を行う。

<p>教育長 (本部長)</p>	<p>○小中学校への注意喚起</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会の指揮を行う。 ・教育委員会での対策者の人員の選任を行う。 ・公立小中学校に情報共有（送迎等の依頼）を行う。 ・通学路の巡回を行う。
<p>監査事務局長 (本部長)</p>	<p>○情報共有</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・監査事務局の指揮を行う。 ・監査事務局の対策者の選任を行う。
<p>秘書国際課長</p>	<p>○市長（本部長）、 副市長（副本部長）への連絡</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市長（本部長）、副市長（副本部長）へ連絡を行う。

健康福祉部長 (本部員)	○管理施設への注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> 健康福祉部の指揮を行う。 健康福祉部の対策者の選任を行う。 管理施設に情報共有を行う 必要に応じ施設周辺の巡回し、安全を確保する。
こども未来部長 (本部員)	○こども園、保育所等への注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> こども未来部の指揮を行う。 こども未来部の対策者の人員の選任を行う。 公立及び私立の認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業所、認可外保育施設学童保育所、児童館、子育て支援センター等に情報共有(送迎等の依頼)を行う。 必要に応じ施設周辺の巡回し、安全を確保する。
都市整備部長 (本部員)	○通行制限の実施	<ul style="list-style-type: none"> 都市整備部の指揮を行う。 都市整備部の対策者の人員の選任を行う。 地域維持業者への連絡、手配を行う。 道路の通行制限を行うエリアの選定の助言を行う。
シティプロモーション部長 (本部員)	○管理施設への注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> シティプロモーション部の指揮を行う。 シティプロモーション部の対策者の選任を行う。 管理施設に情報共有を行う 必要に応じ施設周辺の巡回し、安全を確保する。
環境部長 (本部員)	○管理施設への注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> 環境部の指揮を行う。 環境部の対策者の選任を行う。 管理施設に情報共有を行う。 必要に応じ施設周辺の巡回し、安全を確保する。
会計管理者 (本部員)	○情報共有	<ul style="list-style-type: none"> 会計管理課の指揮を行う。 会計管理課の対策者の選任を行う。
消防庁 (本部員)	○各管理施設への注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> 消防本部の指揮を行う。 消防本部の対策者の選任を行う。 道路封鎖を行う場合、各消防署へ道路封鎖箇所の共有を図る。 必要に応じ施設周辺の巡回し、安全を確保する。
上下水道事業管理者 (本部員)	○各管理施設への注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道局の指揮を行う。 上下水道局の対策者の選任を行う。 管理施設に情報共有を行う 必要に応じ施設周辺の巡回し、安全を確保する。
病院事務長 (本部員)	○情報共有	<ul style="list-style-type: none"> 市立四日市病院の指揮を行う。 市立四日市病院の対策者の選任を行う。

<p>教育長 (本部長)</p>	<p>○小中学校への注意喚起</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会の指揮を行う。 ・教育委員会での対策者の人員の選任を行う。 ・公立小中学校に情報共有（送迎等の依頼）を行う。 ・通学路の巡回を行う。
<p>監査事務局長 (本部長)</p>	<p>○情報共有</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・監査事務局の指揮を行う。 ・監査事務局の対策者の選任を行う。
<p>秘書国際課長</p>	<p>○市長（本部長）、 副市長（副本部長）への連絡</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市長（本部長）、副市長（副本部長）へ連絡を行う。

安全確保措置の流れ



緊急銃猟時の確認チェックリスト（法令関係）

条文等	条件	✓
人の日常生活圏への侵入 (法第 34 条の 2)	銃猟を実施する場所は、人の日常生活圏※であるか ※ <u>人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲。</u> 例えば住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地、電車、自動車、船舶等も含まれる	
クマ等による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要 (法第 34 条の 2)	クマ等による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があるか。 ※ <u>人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。</u>	
銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難 (法第 34 条の 2)	銃猟以外では的確かつ迅速に捕獲できないか。 ※ <u>人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。</u>	
避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合 (法第 34 条の 2)	通行禁止・制限の措置は必要に応じて講じられているか（法第 34 条の 4）	
	地域住民の避難は行われたか（法第 34 条の 4）	
	広報（HP・SNS・LINE・防災無線）は行われたか（政令）	
	通行の禁止・制限を行う場合は、管轄する警察署（警察署長）に通報を行ったか（政令）	
	鉄道を含む場合は、鉄道施設の管理者へ協議が行われたか（政令） 軌道を含む場合は、軌道経営者へ協議したか 道路を含む場合は、道路管理者へ連絡したか 場所の管理者へ連絡したか（必要に応じて）	
	射線方向にバックストップはあるか ※ 屋内で壁に向けて発射する場合、その壁は十分に堅牢か、又は弾が通り抜けた場合の壁の先にバックストップがあるか	
	緊急銃猟を委託する者に留意点を伝えたか ※ 緊急銃猟を実施する場所、緊急銃猟の実施によって弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件の取扱いや、できる限り損壊すべきでない物件（寺社仏閣、貴重品等）に関する情報、銃猟の対象鳥獣に関する情報等、やり取りに用いるジェスチャー等	
その他	（土地の立入りを伴う場合）土地の立入りをを行う者は証票を身に着けているか（法第 34 条の 3）	
	緊急銃猟を委託する者は証票を身に着けているか（法第 34 条の 2）	
	緊急銃猟の様子を記録する用意はあるか（任意）	

対応記録表

対応年月日： 年 月 日

時 間	対応内容
	クマ等出没の通報受電
	猟友会へ連絡
	警察署へ連絡
	鳥獣保護管理員へ連絡
	三重県（四日市農林事務所）へ連絡
	現地到着（市（町）職員） ・ ・ ・
	現地到着（猟友会） ・ ・ ・
	現地到着（警察署） ・
	現地到着（鳥獣保護管理員） ・ ・
	銃猟の計画に係る関係者協議 （捕獲場所、人員配置、射撃方向、規制範囲）
	安全確保のための措置 （内容） ・ ・ ・
	緊急銃猟に係る条件の確認 ①人の日常生活圏への侵入 ②人への危害を防止する措置が緊急に必要 ③銃猟以外の方法では困難 ④地域住民等に弾丸が到着する恐れが無い

緊急銃猟実施報告様式

速やかな情報共有のため、本報告の作成に時間を要する場合（目安：3日程度を超える場合）には、★印のある回答項目のみまずはお回答いただき、後日（目安：1週間以内程度）、その他の回答項目についても回答をお願いします。

※回答欄について、空欄に必要事項を記載するか、該当するものに○をつけて下さい。

※回答欄が狭い場合には、改行により回答欄を広くして下さい。全体のページ数が様式のページ数を超えても構いません。

1. 基本情報

(1) 緊急銃猟を実施した日時 (★)

※一度の射撃で捕獲等が完了せず、複数回の射撃を行った場合には、全て記載下さい。

(2) 緊急銃猟を実施した場所

住所(★) 緯度経度(10進法)	※緯度経度については、GPS又は地図から読み取った情報を記載下さい。
緊急銃猟を実施した場所の環境の種類	※例) 市街地、建物内(建物の種類:)、農耕地、道路(のり面含む)、河川敷・堤防、海岸、その他()
緊急銃猟を実施した場所の状況	※例) 山林から100m離れた農地。視界は良い。
地図	※緊急銃猟を実施した場所の様子がわかる地図を添付して下さい。本回答欄に貼り付けていただくか、本報告の添付資料として別途提出下さい。

(3) 天気

晴れ ・ くもり ・ 雨 ・ その他()

2. 危険鳥獣に関する事項

(1) 危険鳥獣の種類等

鳥獣の種類 (★)	頭数(★) (親子の場合は その旨記載下さい)	年齢	性別	オス・メス

大きさ	全長	cm	体重 (実測・目測)	kg	前掌幅 (クマ類に限る)	cm
繁殖状況	※情報の収集方法等については、「 <u>特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン補足資料</u> 」Box4 も必要に応じご参照下さい。把握困難な場合には空欄で提出いただき、その後明らかになった場合にはご連絡下さい。					
個体識別に係る DNA 検査の 実施状況	※把握困難な場合には空欄で提出いただき、その後明らかになった場合にはご連絡下さい。					
その他	※危険鳥獣に関して補足があれば、記載下さい。					

(2) 危険鳥獣の行動履歴

※初出没の通報から緊急銃猟の実施までの間の行動履歴について、可能な範囲で時系列に沿って箇条書きで記載下さい。危険鳥獣による被害の発生の日時や自治体による対応状況についても併せて記載下さい。

(3) 危険鳥獣による被害状況 (★)

人身被害 ※該当がある場合に○をつけて下さい。	
農林水産業被害 ※該当がある場合に○をつけて下さい。	

その他の被害(具体的に) ※該当がある場合に記載してください。

(4) 危険鳥獣の出没の原因に係る考察

※何らかの誘引物に引き寄せられたなど、想像される原因について、ご担当者様の考察を記載下さい。

3. 緊急銃猟の実施に関する事項

(1) 緊急銃猟の実施体制

①人数等

役割	人数 (うち、兼務の人数)	補足 (役職や所属、その他関連情報)
捕獲者		※市町職員かどうか、また、鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害防止実施隊の所属の有無については記載下さい。
捕獲者をサポートする者		※市町職員かどうか、また、鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害防止実施隊の所属の有無については記載下さい。
緊急銃猟の実施の判断、緊急銃猟の実施の市町職員への指示又は市町以外の者への委託を行う者		※役職や所属は記載下さい。
通行制限を行う者		※役職や所属は記載下さい。多数である場合には、簡略化して記載いただいても構いません。 例) 〇〇課より〇名
住民への避難を呼びかける者		※役職や所属は記載下さい。多数である場合には、簡略化して記載いただいても構いません。 例) 〇〇課より〇名
緊急銃猟の様子を記録する者		※役職や所属は記載下さい。
場所の管理者・地権者との調整を行う者		※役職や所属は記載下さい。
原状回復を行う者		※役職や所属は記載下さい。多数である場合には、簡略化して記載いただいても構いません。 例) 〇〇課より〇名

②都道府県への応援の要請を行った場合、派遣された都道府県職員の人数と、実施した内容

③警察官の協力を得た場合、警察官が実施した内容

--

(2) 通行制限・避難指示、銃猟の角度等

使用した銃	※例：ライフル銃（銃の製品名ではなく、種類を記載下さい。）	実包等の種類	※例：サボット弾（実包等の製品名ではなく、種類を記載下さい。）	射撃距離	※射撃時の捕獲者と危険鳥獣の距離を記載下さい
バックストップの材質			捕獲者とバックストップとおおよその角度		
土地の立ち入りの実施状況	※緊急銃猟の実施にあたって、他人の土地への立ち入りや障害物の除去についての実施状況について記載下さい。				
安全確保措置の概要	※通行禁止・制限範囲の設定、住民への避難指示の実施方法についてご記載下さい。				
概況図	<p>※模式的な図等を交えて説明して下さい。図の作成にあたっては、地図に本部設置場所、人員の配置、射撃位置、捕獲場所、避難範囲、交通規制範囲等を記載下さい。緊急銃猟ガイドラインP80～「事例」についても参考にして下さい。</p> <p>※手書きの図をスキャン等して画像として貼り付けていただいたり、別ファイルで添付していただくことも可能です。</p>				

緊急銃猟の実施に係る 対応履歴	※緊急銃猟の実施のための手順の実施履歴について、可能な範囲で時系列に沿って箇条書きで記載下さい。2（2）に集約して記載した方が記載しやすい場合には、それでも構いません。
--------------------	--------------------------------------------------------------------------------------

（3）緊急銃猟の実施結果

危険鳥獣の捕獲等の有無（★）		有 ・ 無			
発射弾数		命中弾数		貫通弾数	
跳弾等の有無	有 ・ 無		跳弾の状況		
物損の有無			有 ・ 無		
物損がある場合の今後の対応					
その他	※緊急銃猟の実施結果に関して補足があれば、記載下さい。				

4. 緊急銃猟を実施した市町の対応経験や事前準備の状況

(1) 過去5年間の危険鳥獣の対応経験

緊急銃猟の実施の有無	有 ・ 無
緊急銃猟以外の方法による 人の日常生活圏における危険鳥獣の捕獲等の対応の有無	有 ・ 無
捕獲等以外(追い払い等)の方法による 人の日常生活圏における危険鳥獣の対応の有無	有 ・ 無

(2) 緊急銃猟の実施に備えた平時における事前準備の状況

対応マニュアルの 作成の有無	有 ・ 無	対応マニュアルの 作成に関する状況	
権限委任等の有無	有 ・ 無	権限委任等の状況 (委任等をしている場合には その方法を含む)	
捕獲者の確保の有無	有 ・ 無	捕獲者の確保の状況	
訓練・研修等の 実施の有無	有 ・ 無	訓練・研修等の実施状況	
加入している保険の会社名、 保険商品名、主な補償内容			
交付金の利用状況			

5. 考察

※成果や課題等について自由に記載下さい。

注) 報告いただいた情報は、緊急銃猟制度の運用の改善等に活用させていただきます。

また、報告いただいた対応事例について、都道府県及び市町に情報共有を行う場合には、個別に相談いたします。